令和７年度東北地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会
議事概要

１．日　時　　令和 ８年 ３月１７日（火）　１４：００～１５：３０

２．場　所　　東北地方整備局　大会議室

３．出席者　　委員長　赤石　雅英　公認会計士・税理士
委　員　石川　雅美　東北学院大学工学部環境建設工学科教授
委　員　真田　昌行　弁護士

４．議　事　・令和７年度
東北地方整備局コンプライアンス報告書（案）について
・発注事務に関する
コンプライアンス・マニュアル（改訂案）について

５．各委員からの意見・質問

【意見】

・現在、セルフチェックについては不正解の後にフォローアップを実施しているが、自分自身でフォローアップができるよう、不正解の場合は正解するまで何度も繰り返して実施できるような仕組みにしても良いのではないか。

・メリハリを付けたコンプライアンス教育をすべき時期に来ていると感じる。入省１年目から３年目まではコンプライアンスの基礎教育をしっかりと行い、その後は経験年数や役職などを考慮して、そのレベルに合わせた教育をした方が良い。

・DX の推進により様々なものが書面から電子媒体に切り替わっていく中で、電子媒体の改ざんログ記録は重要であると考える。本人の知らないところで書類の改ざんが行われるような事態を防ぐために、不正な改ざんを見逃さない体制の構築が必要。

・事務所長自身のコンプライアンスに関する考えや取組方針について、横断幕を使用して意識啓発の表明を行った取組は非常に良い取組である。

・若手とのコミュニケーションの取り方が難しい中、コンプライアンスの取組は現段階でしっかりと取り組まれている。今後はこの取組を継続していくことも一つの評価として捉え、引き続き取り組んでいただきたい。

・コンプライアンス・マニュアルの改訂案について、変更後の情報管理整理役職表は、一目見ただけで何を言いたいのか、何が重要かということが一目瞭然で分かるように改善されており非常に良い。

【質疑応答】

◆Ｑ１　ハラスメントに関して相談窓口を設けていることは非常に良いことだが、相談実績はどの程度あるのか教えていただきたい。

Ａ１　ハラスメントに関しては、被害者保護の観点から相談件数も含め一切公表していないため、回答は差し控えさせていただきたい。

◆Ｑ２　ハラスメントについては、受け手側がどう感じたかで定義づけされてしまうため、非常に厄介な問題である。また種々のハラスメントはその個人の資質に起因した要因が大きく、何かのハラスメントで訴えられた人は別のハラスメントで問題となることが多い。既に組織として対応されているかと思うが、そのような資質に欠けた個人に対しては個別に指導、注意、警告、懲罰と、しかるべき段階を踏んで対応すべきである。また、過去にどのような事例があったのかという情報は重要であり、公表しないまでも相談件数は把握しておいた方が良い。

Ａ２　相談件数の集計は毎年度行っており、ご指摘のとおり今後も対応を続けていきたい。

◆Ｑ３　不正を見た場合の内部通報や公益通報のツールはどのようになっているのか教えていただきたい。

Ａ３　発注者綱紀保持に関しては､内部と外部のどちらからでも報告ができるよう、イントラに報告窓口掲載している。

６．整備局からの発言

本日は大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、組織全体の信頼度の向上はもちろん、職員一人一人がコンプライアンス意識を「自分事」として考えられるよう、しっかりと取り組んでまいりたい。